

消費生活情報かわらばん

48号



海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 1 階
 ☎ 046-292-1000
 受付時間 9:00~16:30 (月~金)

海老名市消費生活センターは、市役所 1 階南側玄関のすぐ横にあります。
 相談受付時間は、平日、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、海老名市に
 在住・在勤の方を対象に相談を行なっております。

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務
 (借金) などの相談をお受けしていますのでご利用ください。

★「クーリング・オフ」をご存知ですか★

訪問販売など一定の場合に、無条件で契約を解除できる制度です。
期間は、訪問販売・電話勧誘などは契約書面を受け取った日から 8 日間です。
期間が過ぎていても解約できる場合があります。詳しくはお尋ねください。

★★クーリング・オフはがき作成用セット配布しています。★★

クーリング・オフをする際、実際に契約解除のはがきを作成しようと思う
 と、どのように書いたら良いのなかなかかわからないものです。

このセットにははがきが 2 枚入っており、業者名や契約金額などの項目を
 埋めていくことで簡単に作成できるようになっています。

消費生活センターで配布していますので、是非ご利用ください。記入の仕
 方などもアドバイスしています。



郵便はがき	〒	□□□□□□
〒	□□□□□□	様
〒	□□□□□□	様

(はがき表)

【依頼人】	申込(契約)日	年	月	日
【依頼人】	商品等名称			
【依頼人】	商品等価格	円		
【依頼人】	事業者名			
【依頼人】	担当者氏名			
【依頼人】	上記日付の(申込を撤回)・(契約を解除)します。			
【依頼人】	〒			
【依頼人】	円は			
【依頼人】	直ちに返金してください。			
【依頼人】	□なお、商品は早急に引き取ってください。			
【依頼人】	年	月	日(記入日)	
【依頼人】	住所 〒			
【依頼人】	氏名			

(はがき裏)

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活 **注意・警戒情報**

コンビニ払いを指示する 新卒の架空請求にご注意!

見知らぬ事業者から、電話で「有料動画サイトの利用料金が未納になっている。今から支払番号を伝えるので、コンビニエンスストアのレジで利用料金を支払うように」と言われた。利用した覚えはないが不安になってきた。どう対応すればいいのか。

ここに注意!

◆架空請求の新卒の手口に注意しましょう!

- ・これまでの架空請求の支払手段としては、クレジットカードや銀行振込のほか、消費者に購入させたプリペイドカードの番号を業者に伝えさせる手口がありました。最近では、消費者に「支払番号」を伝え、コンビニの店頭でその番号を使って料金を支払わせるという「コンビニ払い(コンビニ収納代行)」の仕組みが悪用され始めています。



アドバイス

◆支払番号を伝えられても決して支払わない!

- ・覚えのない請求や不審だと思ふ請求があったら、安易に連絡しないようにしましょう。特に事業者から支払番号を伝えられても決して支払わないようにしましょう。
- ・もしも、支払いの後でトラブルに気づいた場合には、早急に支払時の領収書に書かれている事業者へ連絡してみましょう。

◆心配なときや困ったときは、身近な消費生活相談窓口にご相談しましょう。



消費生活相談は

イヤヤ!

消費者ホットライン ☎局番なし

188

消費生活課 ニャン吉

(身近な消費生活相談窓口につながります。)